

# イギリス革命の

## 政治過程分析

— ひとつの覚え書き —

今 井 宏

(Court' versus 'Country')として把握しようとする見解が、最近有力になっている。たとえばかつてマルクシズム的なブルジョア革命論によつて階級的対立を強調したクリストファー・ヒル (Christopher Hill)<sup>(1)</sup> も、二〇年後の今日ではつきのように書いている。

「十七世紀のイギリス革命は、しばしばそして効果的にも一七八九年のフランス革命と比較される。しかしそこには、ひとつの重大な差異がある。フランスにおいては、経済的・社会的な区分がじく大難把にて社会的なそれに一致した。すなわち、非特権的な第三身分が貴族制と君主制に反対したのであり、貴族たちは商業や産業に關係していなかつた。ところがイギリスでは、羊毛・毛織物・農産物の市場のための生産が、支配階級じたいの分裂をひきおこした。多くのジェントルメンやま

た貴族ですらも、フランスの貴族にとっては不可能であった経済的な活動に従事した。……かくてイギリスにおける分裂は、第三身分と貴族・ジエントリの間にあったのではなく、地方と宮廷のあいだにあったのである<sup>(2)</sup>。そして彼は革命を不可避ならしめたすべての局面における二つの陣営の対立の構成を、この「地方」対「宮廷」という視角から把握しようと試みている。ここに引用した個所からも明らかのように、彼が革命における対立の基底的な要因としての経済的なそれの重要性を無視していないとはいえない。現象的には「地方」と「宮廷」という構成を容認したことは、少くともかつてのマルクシズム的な階級対立の主張からの変貌とうけれどことができるであろう。

このような最近における研究動向の由来をさぐり、それにもとづいてイギリス革命の政治過程分析のための一、二の問題点を指摘するのが、本稿の課題である。したがつてこれは筆者のひとつの覚え書きに留ることであろう。

周知のように、ヒルが一九四〇年に伝統破壊的なブルジョア革命觀を提出したとき、それに対する批判はアカデミックな実証史学の衣をまとめて出現した。すなわち、ペニントン (D. H. Pennington) とブラントン (D. Brunton) の共著『長期議会の議員』がそれであり、またキーラー (M. Keeler) の『長期議会』もほぼ同じ傾向をもつといえる。<sup>(3)</sup>

ブラントンとペニントンの研究は、長期議会 (1640-1653) に議席を有したのべ八二七人の庶民院議員について、彼らの選挙区・年令・家柄・議員たる以前の経歴・職業・学歴などの諸事項について個別調査を企て、これらの諸事項から、彼らをして国王派あるいは議会派たらしめた要因が何であったかを探ろうとしている。そしてわれわれの当面の対象たる革命の発端、長期議会の最初に選出されたメムバーの間に現われた分裂

についての、二人の分析の一応の結論は、つぎのようなものであった。

「長期議会の議員から判断されるかぎりにおいて、国王派も議会派もまったく同じであることを、われわれは見出した。すなわち大ジエントリと小ジエントリが別々の側に立つこともなく、またある議員が『古い』家柄に属するか『新しい』家柄に属するかで別に違いはなく、そのうえ商人と法律家が両方の側に見出された。……唯一の重要な違いは、国王派の方が平均年令において十歳年少であり、議員歴を有する家柄にしばしば属していたことにあるように思える<sup>(5)</sup>」と。さらにこの長期議会の十余年にわたる長い期間に登院したすべての議員についての調査を終えて、この研究を結ぶにあたって二人は主張している。「国王を支持した議員は、彼らの生活様式において、社会的地位において、家系において、國王に反対した議員と表面上は相異はなかつた。……もしも普通にいわれている意味での階級的な区分が両陣営の間に存在していたのなら、少くともわれわれが集めた諸事実のいくつかに、もっと強く反映していると期待しても良さそうなものだが<sup>(6)</sup>」と。

長期議会の議員だけを材料にして革命の陣営構成について拡大解釈することの当否はさておき、少くとも二人の分析の結論は、現に起つてゐる革命そのものを否定することになりかねないといえるであろう。われわれは二人の分析方法に何が欠けていたかを問うてみる必要がある。

彼らが調査の規準としてとりあげた諸事項——たとえば年令、議員となる以前の経歴・学歴・家系などは、革命という激動期に直面した個々の議員がみずから政治的立場を決定するのに、直接的には何ほどの影響力をもちうるであろうか。問われるべきものは政治的行動の「動機」である。「動機を研究することは常に必要ではあるが、また常に不成功に終るものであり、この問題と取り組むことで歴史家はテストをうける<sup>(8)</sup>」

とは書かれていても、この研究では「動機」の分析は必ずしも充分に果されているとはいひ難い。いなむしろこの問題は注意深く避けられないといつてもよいであろう。革命家の「動機」不在の革命論は明らかに空中楼閣にも等しいものであつて、本来ならば動的な実態分析を主眼とすべき革命の分析を静的に塗りつぶすものといえよう。統計的・数量的な分析結果をよりどころとして、国王派・議会派という政治的な範疇と貴族・ジエントリという社会的な範疇が相重なりあり区別し難い、と主張することは一応それなりの正しさを持つものとして受け入れられるにしても、問題はそれにつきのではなく、むしろそれを超えたところにあるといわねばならない。すなわち統計的には厳密な境界線を引くことができないにもかかわらず、現に対立は進行し、革命となつて爆発している。この対立を構成した要因は何かを問うてみると、またこの問い合わせに対する解答を可能ならしめる方法を見出すこと、ここにイギリス革命研究の、就中その政治過程分析のもつとも重要な課題がある。

個々の政治家と彼らを中心として構成される政治的党派の性格を決定づけるものは、ブラントンとペニントンが調べあげ、またキーラーが丹念に拾い上げた年令・家系・経歴などよりは、個々の政治的争点に直面してとる政治的行動である。したがつてある政治家がいかなる社会的階級の出身であるかという問題は、彼がその社会的階級の利害に直接的に結びついた政治的行動をとることとは必ずしも結びつかない。ここに革命の陣営構成と社会的な範疇との不一致が生まれてくる最大の理由がある。このような自明な事実を前提として、しかも革命の政治過程を分析する有効な方法はどこに見出されるであろうか。

ふたたびブラントン・ペニントンの研究に立ち帰ることにしよう。彼らが国王派と議会派の構成を調べあげようとするとき、その出発点とも

いうべき両派を区別するマルクマールは何によつてゐるであらうか。彼らは、党派分類の困難を充分意識しながらも、議会を長期間欠席して間接的意志表示をしたものや、直接的に国王のもとへ走つた議員に、「国王派」のレッテルを貼るという、もともと安易な方法をとつてゐる。<sup>(9)</sup>この方法は、つきの一<sup>(10)</sup>点において重大な欠陥を露呈するといわねばならぬ。すなわちまず第一に、政治的争点に対して考慮が払われていなかったために、国王派・議会派のリーダーシップを形成する中核とその随伴者とが同じレベルにおいてただ単に数量的に把握されてしまひ、それによって生きた実態分析が不可能になることであり、またこれに関連して「中立派」とでも呼ぶべきものの存在が見落されることになつてしまふことである。そして第二に、より重大な欠陥として、「国王派」「議会派」という呼称に固執するあまり、この分裂が顕在化する一六四一年以降の時点に力点がおかれることになり、この分裂が顕在化する一六四一年以降の時はほとんど万場一致的な絶対主義との対決のもつた意味と役割りとが考察の対象とはならなくなつてしまふのである。やがて「動機」不在の革命論といつたが、それは絶対主義との対決といつ革命のもつた主要な「動機」を考察しない革命論なのである。

さてこう見てくるならば、革命の政治過程分析の第一の課題は、絶対主義の体制内において進行し、深化した対立を検出するための方法の発見とその具体化にあることが明らかであらう。革命陣営と反革命陣営とが社会・経済的なマルクマールによつて明確に区分されえないならば、われわれに残された可能な方法は、革命を準備した個々の政治的争点を拾い上げ、それらを通じて陣営の構成要因を、抽出するひと以外にはない。だがしかし、かかる個々の政治的争点を羅列するのみ、そしてそれらを無媒介に事象追随的に理解することをもつて終れりとするよな徒

### 註

- (1) Hill, C.; *The English Revolution 1640*. 1940, 田村秀夫訳『イギリス革命』。
- (2) Hill, C.; *The Century of the Revolution 1603~1714*, 1961, p. 102.
- (3) The Century of the Revolution もつむ記は書かれた “Recent Interpretations of the Civil War” (*Histor., No. 41~3*, 1956—in Hill, C.; *Puritanism and Revolution*, 1958) によつては、「宫廷」と「地方」の対立は「年金取得者」と「生産活動に活潑に従事している人々」との対立として把握ねらひる (*Ibid.*, p. 8)。この問題は来日されたヒル氏を囲む研究会のひとりの中心的なテーマになつた。氏の発言は「イギリス革命研究の方法と問題」(『土地制度史学』一六期)に収録せられてゐる。
- (4) Brunton, D. & Pennington, D. H.; *Members of the Long Parliament*, 1954.
- (5) Keeler, M.; *The Long Parliament, 1640—1641. A Biographical Study of its Members*, 1954.
- (6) Brunton & Pennington; op. cit., p. 20.
- (7) *Ibid.*; p. 177.
- (8) ブラハム・ペリハムは女やく批判のものとしの主要な點は、人間の性。
- (9) Cf. Manning, B.; “The Long Parliament and the English Revolution”

來のいわゆる政治史を超えるためには、イギリス革命の政治過程 자체がもつていた独自の性格を抽出するに足る概念を設定する必要がある。革命とこうすぐれて政治的な事件においては、その概念は直線的に経済過程を反映するものであるよりはむしろ、革命を不可避免ならしめ、また革命に主体的な参加を可能ならしめた無数の動機——いかえるならば理論にまで凝集するにいたらない段階での政治意識——に立脚したものとして現われるるものであらう。次節においてその内容を検討しようとする「宫廷」対「地方」という概念のもの意義はこゝにある。

(8) Brunton &amp; Pennington; op. cit., p. 19.

(9) Ibid. ; p. 14.

(今井)

イギリス革命の政治過程分析

「宫廷」対「地方」の対立を、イギリス革命の陣営構成を示すものとして明確に打ち出したのは、トレヴァ・ローパー(H. R. Trevor-Roper)であった。周知のように、トーニィの『ジョンントリの勃興』<sup>(1)</sup>を批判するためニードークなジョンントリ論を展開した彼は、ジョンントリ一般の興隆ではなく、ジョンントリの一部——宫廷に結びついたジョンントリのみの興隆を見出した。そして彼はつきのようにいっている。「『古い』土地所有者と『新しい』土地所有者という区別、貴族とジョンントリという区別の代りに、テューダー・ステュアート朝の土地所有者階級の重要な区別として、『宫廷』と『地方』という区別、すなわち官職保有者と単なる土地所有者の区別を提案したい」<sup>(2)</sup>と。そしてこの指標を採用することによって、トレヴァ・ローパーは、トーニィの分析には欠けていた十七世紀イギリスの政治過程への展望を企てたのであった。

だがしかしトレヴァ・ローパーは、トーニィのジョンントリ一般の興隆の主張の代りに、官職と貿易に結びついた一部のジョンントリの上昇と、その逆に宫廷から疎外されたジョンントリの没落を主張したために、イギリス革命は衰退過程にあつた「地方」ジョンントリの叛乱にすぎないと把握されることになる。彼が主張した「宫廷」対「地方」の意味するとい

## II

ろは正にこれであり、そして彼は革命の戦闘目標と政策に「没落ジョンントリ」の意向を一貫して認めようとしているのである。<sup>(3)</sup>

ジョンントリ論争が個別的・実証的な研究の深化を通じて新たな次元での総合を待望しつつある研究の現段階においては、多くの論争批判者が指摘しているように、「没落か」「上昇か」という単純な二者択一的なジョンントリの経済的実態から革命の陣営構成を直線的に抽出することはできない。しかしながら、これまで多くの論者が指摘しているように、トレヴァ・ローパーの問題提起のもたらした貢献は、「官職保有者」というファクターを強調することによってイギリス絶対主義の政治的構造に注意を喚起したことと、やらにより窮屈的には、イギリス革命の特異性を明白に示す事実として「支配階級内の分裂・闘争」という点に研究者の関心を向けさせた点<sup>(4)</sup>にある。ところがトレヴァ・ローパーの「宫廷」対「地方」という主張においては、この二点は必ずしも有機的な連関において把握されているとはいひ難い。いなむしろ彼は「宫廷」と「地方」の両派を体制内の存在（インサイダー）と体制外の存在（アウトサイダー）としてわりきることによつて、歴史の歪曲を犯し、「後向き」の革命論しか提出しえなかつたのである。そこで「宫廷」と「地方」というはなはだ漠然とした概念を、十七世紀イギリスの政治過程分析のひとつの道具として確立させるためには、どのような研究操作が必要であるか、若干の考察を加えることにしよう。

まず第一に、それが陣営構成を示す概念であるかぎり、その社会的な構成が明らかにされねばならないことはいうまでもない。前節で見たように、両派のメンバーの静態的な調査からはこの両派に明確な境界線を引くことが困難であるとすれば、そこに残された方法には何があるだらうか。われわれは陣営を構成させた契機をより重要視する必要がある。

すなわちメンバーの行動は、個々の政治的な決定をめぐる対応であり反応である、という自明な原理の再認識にある。したがつてこの場合、政策を作成し実行に移そうとした側である「宮廷」と、それを受容して反応した側である「地方」とでは、当然陣営を構成する契機は異なつてくるであろう。またこの視角には、ひとつの政策が発想され作成され、場合によつては立法を通じて法的な保証を獲得し、最終的には末端における被治者との接触によつて実現されるという、政治過程の実現の場たる政治装置の具体的な認識と把握を伴わねばならないであろう。絶対主義の個々の政治装置の機能と役割りについての全体的な理解と評価がなければ、議会勢力の進展と拡大は議会主権論の台頭と整備という政治思想史的な次元においてのみ把握されることになり、つまるところ王と議会の主権をめぐる理念上の争いという聞きなれた伝統的な解釈に墮してしまうであろう。

ノーティスティン(W. Notestein)は十七世紀イギリスの政治過程の特徴を『庶民院のイニシアティヴ獲得』<sup>(7)</sup>に見出している。しかしそれの意味するものは、たんなる議員の政治意識の向上にあるのではなく、むしろ絶対主義のひとつの政治装置であった庶民院が、委員会制度の拡充という手段を通じて枢密顧問官(Privy Councillors)と貴族院の干渉を排除して政策決定において独立的な地位を堅め、それに併行して庶民院において政治指導を担う中核的存在が姿を現わした点にある。<sup>(8)</sup>この視角はわれわれの検討の対象たる「宮廷」と「地方」に無関係ではない。なぜなら彼は「この新しいリーダーシップは『地方』と呼ばれ始めた庶民院の多数派から充分な支持をえていた。そしてこの多数派は王国内の世論をよりどころとするものであつて、世論に対しつきわめて敏感であつた」と指摘しているからである。

「地方」は、中央における議会内の政治指導と結びつくることによって、また逆にその政治指導が地方の世論と無関係ではありえないという相互関係によつて、政治組織としての存在を明らかにしてくる。その場合、組織の結合の契機となつた「世論」は、どういうかたちでこの「地方」の意識と行動様式を規定したであろうか。最近発表されたザゴリン(P. Zagorin)の小論は、これを明らかにすることを狙いにしているが、彼が引用している一六二九年の一史料はつきのように述べている。

「(議員たちは)自分たちは地方から選出されたのであるから、地方と臣民の自由と言論の自由のために一身を捧ぐべきであるし、また臣民のためにできるだけ多くの特權を国王から獲得すべきである、と考えている。自分と地方の財布を救うために決然として上納金を拒むならば、彼らはすぐれた愛國者であり、よきロモンウェルスメンであり、都市と地方から彼らに委ねられた信頼に忠実に応えるものである」<sup>(9)</sup>。

ここでは憲政問題と財政問題という周知の要因が語られていることと並んで、「地方」が「中央」(宮廷)に対立するものであることが前提とされており、しかも「地方」が議員選出の意識的な母胎となっていることに注目しなければならない。すなわち議員は選挙民個人の代表といふよりはむしろ「地方」のあるいはその中の「都市」の代表だったのである。かかる地域代表的性格をぬきにしては、庶民院の政治的な役割りは理解できないであろうし、またこの地域代表的な性格を基盤として認識した上で、われわれはイギリス絶対主義の支配体制としての特徴に注目を払う必要がある。前述のとおり「宮廷」と「地方」という概念はイギリス絶対主義の支配体制としての特徴に立脚したものだからである。さてヒルはこのイギリス絶対主義の支配体制としての特徴を、「地方」における「生まれながらの支配者」(the natural rulers)の存在に求め

てはいる。「『地方』という場合、いつたい誰をさすのか。われわれは宫廷や政府の官職を占めない『自由な人々』、すなわちジェントリの主要な部分をさしている。政府の根本的な安定は彼らにかかっていた。地方行政を支配していた無給の治安判事の協力なしには、いかなる国内政策も結局は成功しなかった」<sup>(12)</sup>と。ここにいわれた「生まれながらの支配者」による支配体制とは、かのM・ウェーバーが「ジエントリ出身の治安判事によるイギリスにおける名望家行政」<sup>(13)</sup>と呼んだものに他ならない。ウェーバーはその基本的な特徴をつぎのように把握している。「治安判事の行政は、すべての名望化行政に伴う特徴として、行政職務行為の『極少化』Minimierungと臨機的な性格を示している。……治安判事が介入するかどうか、いつ介入するか、どういう手段で介入するかは、実質的には広汎に彼らの胸三寸にあつたのである。一定の目的に奉仕するために計画的な行政活動を行なうという考えは、彼らの仲間の間には唯例外的に生まれたにすぎない」<sup>(14)</sup>。

ここで名望家による支配体制が政治ではなくて行政として把握されていることに注目する必要があろう。通常政治過程と呼ばれるものは、厳密にはつぎの二段階の構造を有する。すなわち、中央政府の要職を抑える政治エリートが政策の決定を推進する政策決定過程と、この決定された政策が中央から地方へ（同時に社会の底辺に向って）伝達され実行に移される政策実施過程の二段階がそれである。後者の政策実施過程は行政過程と呼ぶこともできよう。これまで見てきたように、絶対主義下のイギリスにおいては、「宮廷」は政策決定過程をおさえ、「地方」は行政過程を掌握していたと理解することができる。しかも後者は地方行政の担当者であると同時に議会のメンバーであって、議会を通じて政策決定過程に対し牽制し干渉することができ、議会という装置において政策の

決定過程と実施過程は直接に接觸することができた。いなむしろ「インシャティヴの獲得」によって庶民院は政策決定過程の掌握すら企てるにいたつたのである。そして「地方」の干渉の及ばぬところで決定された政策に対しては、「名望家行政」の本質からしてウェーバーの指摘のどとき、消極的な抵抗が可能であった。革命前夜における国王と議会の対立は、正しくこの政治過程の二段階的構造に由来するのであり、「宮廷」対「地方」という陣営構成で示される「支配階級内の分裂」は、政策決定と政策実施という政治過程におけるエリートの機能の対立として現われたのであった。したがつて両陣営の構成は、それぞれのメンバーの社会的性格を直線的に反映するものというよりはむしろ、政治エリートの機能における対立を反映している、と理解できるのではないか。

以上で明らかなように、「地方」は「宮廷」の政策決定を受容する側であり、それへの反応を契機として陣営を構成する。行政過程の担当者であつた彼らは、革命の課題をネガティヴなたちでしか把握できない。それは闘争の舞台と武器としての議会とコモン・ローの有効性の認識であり、具体的には「地方行政に干渉して中央の権威を及ぼそうとする国王大権裁判所の廃止」<sup>(15)</sup>という闘争目標であった。しかしながらいかにネガティヴとはいえ、この目標が政治行動の動機として存在するかぎり、「地方」の政治組織としての団結は可能であった。そして一六四〇年から四年にかけて長期議会を舞台にしてこの課題の実現がはかられた。だがここで行われた絶対主義の支配機構の打倒は、これまでの政策決定過程の廃止を意味したのであり、代つて議会がその地位を占め、それと共に從来の行政過程の担当者たる「地方」のメンバーが政策決定に参加することになる。ネガティヴな課題しか持たない彼らが、破壊した後に何を建設するかというポジティブな課題に直面したとき、その団結はもは

及不可能やあつた。革命がこの段階に到達する、「地方」の分裂、及  
其象的には議会に於ける各党派の対立が、政治醜聞分析の「物の體  
題」なるのである。

## 史

## 補

- (1) Tawney, R. H.; "The Rise of the Gentry," *The Economic History Review*, vol. XI, No. 1, 1941. 燕林正夫訳『父層の興起』。
  - (2) Trevor-Roper, H. R.; *The Gentry 1540—1640, The Economic History Review Supplement*, 1653.
  - (3) Ibid.; pp. 41~4, 47~50, 52~3. たゞ彼が直接的ニヤキニハ専念論  
題つた。<La Revolution anglaise de Cromwell, une nouvelle Interprétation> *Annales (Economics • Sociétés • Civilizations)*, Tom. 10, No. 3, 1955. 訳。
  - (4) Hill; "Recent Interpretations....." pp. 6~11. Hexter, J.; "Storm over the Gentry" *Encounter*, vol. X, No. 5, 1958—in Hexter; Reapraisals in History, 1961, pp. 130~1. Zagorin, P.; "The Social Interpretation of the English Revolution" *Journal of Economic History*, XIX, 1959 pp. 377~80.
  - (5) Hill; op. cit., p. 28. Hexter; op. cit., p. 139.
  - (6) Zagorin; op. cit., pp. 340~2. 本稿の問題や而用したシルの主張は正し  
く、その結果如何のであつて、弱の個所で彼はもつてゐる「反乱の開始を特  
徴する分裂はハエルマハの都市住民の間である」たゞやせば、支配  
階級の内訌は英國のやねる」(後出註脚、*The Century of Revolution*, p. 44) とある。
  - (7) Notestein, W.; *The Winning of the Initiative by the House of Commons*, 1924.
- (8) ルシーバーの視角からして、ハルトナー等初級  
園丁 Mithell, W. M.; *The Rise of the Revolutionary Party in the English House of Commons 1603—1629*, 1957 があつて、眼鏡縫合の課  
題 Keeler, M.; "There are no remedies for many things but by Par-  
liament' Some Opposition Committees, 1640"—in Aiken, W. A. & Hen-  
ning, B. D. ed.; *Conflict in Stuart England, Essays in Honour of Wall-*  
ace Notestein, 1960. 訳。
  - (9) Notestein; op. cit., p. 27.
  - (10) Zagorin, P.; "The Court and the Country: A Note on Political Ter-  
minology in the earlier 17th Century" *English Historical Review*, vol.  
LXXVII, No. 303, 1962.
  - (11) (Anon); "A True Presentation of Forepast Parliament," 1629, Brit.  
Mus. Lansdowne MS., 213, fo. 162.—cit. in Zagorin; op. cit., pp. 309  
~10.
  - (12) Hill; *The Century of Revolution*, pp. 71~2. cf. ibid.; p. 102.
  - (13) Weber, Max; *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehen-  
den Soziologie*, 1956, Kapitel IX *Sociologie der Herrschaft*, SS. 624~8.  
世良晃虎郎訳『支配の社会学』(1951) 17回目。
  - (14) Ibid.; SS. 626~7. 前掲書「十九世紀の風」。
  - (15) ハルトナー「革命研究の方法と問題」11回目。

## II

前節において検討したのは、一六四〇年以降の段階におけるば、  
「地方」の分裂、革命陣営の分裂が政治過程展開の推進力となる。もし  
も本節に述べたるの革命陣営の党派構成をつかむ把握やるか、もと  
より問題として若干の考察を試みることとした。概要、革命陣営の党  
派構成を「地方」の分解としてのみ把握してよいか、もとより

とも基本的な問題が提起されるであろう。なぜなら、「地方」とその政策決定過程掌握の舞台たる議会のみに視点が定められるならば、以後の政治過程は単なる議会内の党派抗争という問題に解消されてしまい、革命の主要な構成契機である議会をとりまく力関係の実態は認識されずに終るからである。

一九五七年七月、雑誌『ペースト・アンド・プレゼント』の主催で開かれた十七世紀の諸革命についての討論会の席上、マニング（B. Manning）はイギリス革命の勃発についてのペーパーを発表し、革命勃発の際の都市と農村の大衆運動のもつた役割りを強調し、それが当時の政治情勢の危機に拍車をかけ、議会内の分裂をその圧力によって決定づけた、と述べた。このことは、長期議会の万場一致的な反絶対主義的な事業の進行に終止符をうつた宗教問題における対立が、ロンドンをはじめとする地方の民衆の請願活動によつて促進された事実を知るとき、充分納得できるであろう。

「宮廷」対「地方」というかたちで現われた「支配階級内の分裂」は、政治エリートの分裂を意味した。前節においてわれわれはそれをイギリス絶対主義の支配体制との関連において理解してきたのであるが、このエリートの分裂に影響を与える、決定づけたものとしての大衆の存在を無視することはできない。「大衆」と呼ばれる複雑な社会階層が支配体制の機構から離反はじめたときに、政治エリート内に分裂が生じて出現した対抗エリート（「地方」）が、この大衆を操作することによって、革命は勃発し進行しうるからである。もちろんこの場合、「大衆」と「ヒリート」という二元論から革命の勃発を論ずるのは不適当であつて、一定の生産関係に支えられた支配機構がもつていた総体的な抵抗力と、大衆のもつ現状打開を求めるエネルギー、さらには対抗エリートの「政治指導とイギリス革命の政治過程分析（今井）

いう三者の力関係に注目しなければならないことはいうまでもない。さきに述べた「議会をとりまく力関係」とは正にかかる内容を有するのである。革命における党派構成の重要な契機は、この力関係といふすぐれて動的な契機に求めなければならない。

前節で引用した一六二九年の一史料は、「地方」の政治エリートが世論を媒介として大衆と結びついている実態を明らかにしている。革命陣営の構成を明らかにするためには、視点を議会だけに限定されることのない、大衆とエリートの結合が分析の課題になるであろう。もとより大衆の実態とその政治的なエネルギーを史料的に検出することは、はなはだ因難な課題であるといわねばならないが、この視点を追求することによって、革命の党派構成の問題に接近する方法を探ることにしよう。

まず第一の方法として注目すべきは、中央における政治エリートと大衆の間の媒介項ともいいくべき下層エリート（sub elite）の存在である。政策決定過程が「宮廷」に掌握されていた革命勃発以前においては、彼らは大衆の間にあって行政過程の末端の担当者（治安判事）として地域的・日常的な活動を続け、直接大衆の政治的エネルギーの組織者たる役割りを演じた。そして政治的なルートが開かれていた場合には中央の議会に進出して対抗エリートへ上昇することができた。革命の中心人物オリヴァ・クロムウェルはその典型的な存在である。<sup>(4)</sup>また革命勃発以前に対抗エリートにまで上昇しえなかつた場合には、革命勃発後は議会軍の下級将校や議会の地方行政機関たる「州委員会」（the County Committee）のメンバーとして、文字どおり「下層エリート」たる活躍を示した。軍隊についてはすでに数多くの研究がある<sup>(5)</sup>し、州委員会についても最近すぐれた研究と史料<sup>(6)</sup>が公刊されているから、この両者における「下層エリート」の実態を解明することによつて、われわれは視点を議会と

その内部の党派抗争に限定されない、立体的な政治過程の再構成を期待できるであろう。

第二に、大衆の革命参加にはその自発的意志によるもの以外に、ヒリートのシムボル操作による面がはなはだ大きいことを認めるならば、革命における政治的争点をこのシムボル操作という視角から再整理してみる必要がある。これまでの事象追随的な政治史の叙述の代りに、「国王」「議会」「自由」「カソリック」「ピューリタン」といったシムボルが個々の政治的争点においていかに操作されたか、またその操作の主体と手段は何であったかという分析が、ここにいう再整理である。<sup>(7)</sup> この分析によつて革命における指導と同盟の関係がいつそう明らかになるであろうし、また各党派の原理的と見える対立が実は同盟確保のための戦術的な要請にもとづくものが多いことが知られるであろう。<sup>(8)</sup> そしてこの視角が後で見る党派分類の問題に新たな視野を提供するであろう。

さて以上の如き分析方法をふまえて、革命陣営の政治的諸党派の構成という研究者をもつとも悩ます問題に立入ることにしよう。ここで長老族と大地主層」と考え、また独立派を「小農民と手工業者の大衆に支持された進歩的ジエントリ、ヨーマン、自由貿易を望むブルジョアジー」と見て、ここに階級的分裂を認めようとする見解<sup>(9)</sup>は、革命における党派対立を経済的実態で割りきろうとするものといえるだろうし、独立派に「没落ジエントリ」しか認めなかつたトレヴァ・ローパーの見解<sup>(10)</sup>も悪しき経済決定論のそしりをまぬかれないであろう。トレヴァ・ローパーの批判者の多くが指摘するように、問題は独立派をいかに定義づけるかにあるが、これについては少からぬ混乱が存在している。たとえばヘクスター (J. H. Hexter) は、独立派と見做された人々の中に宗教上の長老派が多

数見出されることを指摘してひとつの問題提起を企てたが、それを受け立ったヨール (G. Yule) の研究もその結論とするところは「遍在的な渾沌」(universal chaos) に他ならなかつた。<sup>(11)</sup>

混乱の最大の原因は、いうまでもなく長老派・独立派という政治的党派の構成の契機に、宗教的な要因が介在していることにある。両派の对立に教会組織原則をめぐる対立が原理的に存在し、それが党派構成の原則に反映していることを指摘することは正しいにしても、この両者を直線的に結びつけることからは多くの疑問が生ずるであろう。たとえばユールは原理的な独立派の位置づけが独立派の実態には適用しがたいところから、「古典的独立派」「保守的独立派」「宗教的狂信者」等の分類を企てることによって、「渾沌」に拍車をかけている。<sup>(12)</sup> しかしながら少くとも政治的党派としての独立派には、その教会組織の原則から予想されるが如き一貫した宗教政策は欠除しており、また表看板ともいべき「宗教的寛容」の主張にしても、同盟確保のための戦術的な配慮という意図の濃いことを知るとき、われわれは党派の思想的起源の問題と政治的構成の問題に一線をひく必要を見出すであろう。

ユールがほとんど全巻をついやして強調しているように、政治的党派としての独立派はさまざまの構成分子を包含する複合体であった。そしてこの独立派が革命を勝利に導いた主体的な勢力であった。革命の主体であつた独立派が複合体であつたという認識は、それがメムバーの社会的実態における異質分子の複合性というよりも、むしろ政策決定に際してとる政治的態度の異質性を意味する。したがつてここにネイミア流の方法を適用してみても、少くとも議員を対象とするかぎり、独立派と長老派の間にはメムバーの社会的実態における差異は見られないといふ、当然の、正しくブラントン・ペニントンに酷似した非生産的な結論<sup>(13)</sup>

を導きだすに留るであろう。党派分類の指標として重視さるべきは、政策決定に際しての政治的態度である。<sup>(18)</sup> そして個々のほとんど無数ともいづべき政策決定を貫くものを擇出することによつて、独立派の実態が明らかにされるであろう。

ユールはその研究を結びにあたつてのよつて述べてゐる。「戦いを勝ちぬき、ある程度の寛容を獲得する」という要求を除いては、彼ら(独立派)のプログラムには首尾一貫したものは認めがたい。この目的だけがこの党派を結合させたのである<sup>(19)</sup>(傍点引用者)と。ここで注目すべきは、長期議会開会から内乱初期に至る段階の議員メンバーについて企てられたヘクスターの分類である。すなわち彼は、国王との交渉継続によって事態の收拾をはかるうとした「和平派」(the peace party)と、あくまでも革命の遂行を主張した「抗戦派」(the war party)との両者にはもまた「中間派」(the middle party)のもの<sup>(20)</sup>を検出した<sup>(21)</sup>。この分類は、革命における党派形成の主要な契機が政治的な態度として現われたことを前提とするものであり、宗教的な対立はピューリタン(一六四三年十二月)<sup>(22)</sup>以後において現われたといふ彼の主張は、宗教が政治的対立のひとつのシンボルとして使われたこと、言葉をかえれば「和平派」と「抗戦派」の既存の対立を表現する用語として「長老派」と「独立派」というラベルが貼られた、と理解することができよう。

われわれの視点を中央の議会から地方の州委員会に転ずるならば、上の想定の正しさを認めることができる。現在手にしゆる一州(ケントとスタッフォードシャー)の州委員会に関する研究が明らかにしてくるよう<sup>(23)</sup>、州内における対立は、「妥協的和平派」(the compromise-peace party)

イギリス革命過程分析(今井)  
と「抗戦主張派」(the win-the-war party)との間に進行していく。この対立がある程度の社会的実態の反映であり、またそこに宗教的因素が

介入することは事実である<sup>(25)</sup>が、元來この対立はむしろ州における革命指導という正しく政治的な争点をめぐつての対立だったのであり、それゆえにそれぞれの派が中央における長老派と独立派の革命の指導政策に結びついたのであった。しかし地方の「下層エリート」においては中央とは異なり「長老派」「独立派」という呼称が用いられていないために、むしろ陣営構成が明確に示されているといえよう。

前節で見たように、「宮廷」対「地方」という革命の解釈は、地方における名望家支配の存在に着目し、彼らの絶対主義からの離叛と攻撃に革命の原因を見出した。そしてその「地方」は内乱の勃発によつて分解をとげた。その後に現われた革命陣営内の党派対立は、いわば名望家層の分解と対立を表現するものである。上で見た地方における「妥協的和平派」と「抗戦主張派」の対立はこの地方名望家層の分解とそれに応じて出現した地方行政の主導権掌握をめぐる対立を表現するものであり、正しく政治的争点を中心据えた視角であるといえよう。イギリス革命における党派構成を見るにあたつて確立さるべき視点は、政治的契機の優位のそれであり、そこには「長老派」「独立派」という宗教的起源を有するラベルを用いることによつて、意識的あるいは無意識的に党派構成における宗教的因素を過大評価することは厳に戒めねばならないであろう。ことに「独立派」「長老派」というラベルを社会の底辺にまで下向させて用いることは、そこにおける宗教的集会の存在のゆえに宗派的立場と政治的立場の混同を招き、生産的な展望は闊別されてしまつからである。

## 註

(1) "Seventeenth Century Revolutions", Past and Present, No. 13, 1958 p. 69.

- (2) 抽稿「長期議会における教会改革の問題」(『東京女子大学論集』第十卷第一号、一九五九年) 参照。
- (3) 篠原一『ハイツ革命史序説』一三七頁。
- (4) クロムウェルの登場の直接的な契機は、いわゞやむなく鉄騎隊 Ironsides による軍事的勝利であるが、その基盤として彼が一六四〇年代における沼沢地方 fenlands の農民闘争の団調者であり指導者であった事実を見逃してはならない。『沼沢地の王者』としてクロムウェルはすでに十年後に全國で P. 12)。
- (5) 軍隊に関する古典的な名著 Firth, C. H.; Cromwell's Army, 1902 が最近(1962)ペーパー・バックスの一冊として復刊された。ただしこの研究によると、上述の地方政府との関連ところの視角は見られない。新版に紹介をよせた P. H. Hardacre はその欠陥を補つたものとして、その注(6)にあげる文献をあげてこよ (ibid.; p. xv)。軍隊に対する團調の実態を調査する手がかりは、おほく Firth, C. H. & Davies, G.; The Regimental History of Cromwell's Army, 2 vols., 1940 がある。
- (6) Everitt, A. M.; The County Committee of Kent in the Civil War, 1957. Pennington, D. H. & Roots, I. A. ed.: The Committee at Stafford, 1643—1645, 1957. Everitt, A. M. ed.; Suffolk and the Great Rebellion, 1640—50, 1960.
- (7) この角度からの歴史的観點をとる Roosevelt Jr., K.; "Propaganda Techniques of the English Civil Wars," *Pacific Historical Review*, XII, 1943 があが未見。なほノーボル操作といい視点がひばりケーリケーノンが当然検討の対象となるが、従来未開拓であった分野といふ Frank, J.; The Beginnings of the English Newspaper, 1620—1660, 1961 が現われたのは轟びること。
- (8) ノーボル操作の分析に關連して、政治過程分析の一方法としての政治思想分析について一言せねばならない。それは政治動機の分析が政治過程分析の出発点となるからであり、また政治的動機は史料的には政治思想として理解されているものとは異ったかたやをともやある。すなわちわれわれの分析の直接の狙いは、個人やグループの思想(あるいは思想)にまで結晶するにいたらない意識)がある時点の個人やグループの行動にかかる動機となって働いたか、また、それが革命の展開に直接いかなる影響を与えたか、という微視的な立場におかれるのであって、その思想が後に理論として定式化されたものの源流となつてゐることを明らかにする」とや、またその思想の存在を他の社会の歴史的発展との比較の材料として用ひるといふことであつて、この立場——これが思想史——とは、対象を扱う姿勢において根本的に異なるやう。
- (9) Hill; The English Revolution 1640, 1940, 2nd ed. p. 60.  
田村秀夫訳、大正頃。
- (10) Trevor-Roper; op. cit., esp. pp. 42—3.
- (11) Zagorin; "Social Interpretation...." pp. 382—3. Hill; "Recent Interpretations...." pp. 10—1.
- (12) Hexter, J. H.; "The Problem of the Presbyterian Independents" *American Historical Review*, vol. XLIV, 1938—in Hexter; Reappraisals in History, 1961, pp. 163—184.
- (13) Yule, G.; The Independents in the English Civil War, 1956.
- (14) 人の視角を強調するべし W. Haller (The Rise of Puritanism, 1938. Liberty and Reformation in the Puritan Revolution, 1955.) & A. S. P. Woodhouse (Puritanism and Liberty, 1938) などの思想史的研究やおおきな邦語文献もこゝだ。松浦高嶺「日リザムベ朝の長老派主義と分離主義」(『史苑』十九卷二號、昭和三十三年) を参照。cf. Hexter; "Storm over the Gentry"—Reappraisals....p. 130, note 6.
- (15) Yule; op. cit., pp. 17—9.
- (16) 「純立派主義」の極端な考へみたるものが、た宗教的な寛容は、議会の『純立派』とくべつ政治的な必要から見つけられたものである。[註]
- (Hill; The Century of Revolution, p. 166) cf. Yule; op. cit., pp. 57—9, 78—9. Zagorin; "Social Interpretation...." pp. 382—3.
- (17) Yule; op. cit., pp. 48—50.
- (18) ニュード参考とすれば、マササウエイ・ハーバス革命に現われた「シロノン派とヤンターリー派の対立」について試みられた、前川貞次郎氏の分析方法である(桑原武夫編『フランク革命の研究』所載)。氏は両派議員について、年令、選出地域、経歴、政策の四点に関する判別函数を用いた統計的処理を企て、

「両派の差異の決定は結局その政策に求めなければならない」(同書、五一〇頁) といふ結論を、統計的に導きだしている。イギリス革命における長老派と独立派の対立についても、同様な分析方法の適用が可能かどうか、他日の課題へした。

(19) Yule; op. cit., p. 81.

(20) Hexter; *The Reign of King Pym*, 1941. passim.

(21) ただし、かかる分類の史料的な制約についてヘクスターは「内乱期の議会の個々のメンバーの政治的態度についてのわれわれの知識はピラミッドのようなものだ。その頂点には非常に多くがわかっている議員たちが小さい扇形をなしてあり、底辺にはその政策については何もわかつていない議員たちが拡がっていふ」と述べている (*ibid.*; p. 65)。

(22) *Ibid.*; pp. 96~9. ヘクスターのこの見解に対するホールの批判について *cf.* Yule; op. cit., pp. 35~41.

(23) Everitt; op. cit., esp., pp. 23~9. Pennington & Roots ed.; op. cit., esp. pp. xxii~xxiii, lviii~lxx, lxxxiv~lxxxviii.

(24) Everitt のケンブリッジに関する研究によれば、前者は county gentry、後者は parochial gentry と呼ばれる、ある程度まで土地所有の大小に相応する (*cf. ibid.* pp. 8~9.)。スタッフ・フォーレンシャーについても同じことが指摘できる。

(25) 一六四四年から五年にかけての New Model Army の時期においてケンブリッジ委員会の実権を掌握した「抗議派」は独立教会派 Independency に属した。*ibid.*, pp. 24~7)。

(26) *ibid.*; pp. passim.

などしよう。

何らかのかたちでイギリス革命の歴史像の再構築を企てようとするとき、研究者の等しく感ずる問題は、従来の研究にあまりにも空白が多いことである。ヒルが研究動向の紹介において、新しき綜合に含まるべき問題点を列挙して研究の進展を要請しているのも、またザコリンがジョンストリーリ論争のみに集中することによって革命の他の問題点が放置される <sup>(22)</sup> ことを警戒しているのも、その現われである。しかしながら埋められた <sup>(23)</sup> 空白は、再構築のための素材の空白だけではない。むしろ素材の空白は近來おびただしく発表されている諸研究によって、次第に埋められてくるといつてもよい。たとえば、ヒルもザコリンも空白のひとつとして指摘した、革命中のロンドン市の動向については、一六四三年までとう時間的な制約はあるが、ベール (V. Pearl) の研究が公刊されたように、素材の空白は時を経て次第に消滅してゆくことである。

埋めらるべき空白は、むしろかかる素材を使って革命像を構築する際の方法そのものにあるといつても過言ではあるまい。ガーディナー (S. R. Gardiner) が史料の徹底的な蒐集と厳密な批判にもとづいてアカデミックなウェッブ史観を確立させたのは、前世紀末から今世紀初頭にかけてのことであった。<sup>(24)</sup> そして革命の宗教的・憲政的な面だけを強調するこの史観に対して、ヒルが直向うから挑戦を企て、革命の基礎過程への注目を要請したのは、一九四〇年のことである。この四〇年あまりの期間においてイギリス革命の研究では何が達成されたであろうか。勿論、研究が皆無だったわけではない。<sup>(25)</sup> しかしむかうていう研究方法そのものに対する貢献は、あまりにも乏しかったといえるのではあるまいか。ウェッブ史観の伝統は無反省に維持され、それへの批判はベルンシュタイン (E. Bernstein) やレンツ (M. Lenz) という外国人の研究者をまたねば

これまで見てきたイギリス革命の政治過程分析が王政復古から名譽革命への展望を持たねばならない」とは、さうでもないが、すでに紙数も <sup>(1)</sup> あたのや、この問題については他日稿をあらためたいと思ふ。ただし、過去の研究史について回顧を試みるにむかひて、結びに代える。

ならず、またそれらは外国における研究という理由で正当な待遇をうけたことができなかつた。

かかる研究史の背景は、われわれにやはりフランス革命研究史との比較を迫るであろう。フランス革命研究史においてガーディナーに比肩しうる存在は、古典的な革命政治史を叙述したオーラル（A. Aulard）であり、彼の著作はガーディナーのそれとまったく同時期に刊行されている。だがイギリスとフランスの決定的な違いは、オーラルによる革命政治史の定式化とほとんど同じ時を同じくして、革命の社会経済的基礎過程を明らかにせんとする研究方向が、ショーンベ（J. Jaurès）によって開始されたことにある。この方向がマティエ（A. Mathiez）、ルフューゲル（G. Lefebvre）によって深化され、革命研究の輝しい遺産として現在に継承せられてゐるのではない。やむにわれわれの看過しえないことは、オーラルによって最高の段階に達したかに見えた政治史的研究の系列と、ショーンベ始まる社会経済史的研究の系列とが、互いに遊離した存在ではなかつたことである。すなわちオーラルが企てた政治史の叙述は、後者の系列と結びつき、その分析方法の洗礼を受けることによつて、より高い次元をめざす政治史の理論と結晶してゆき、革命の政治過程の研究は従来の無概念的・追事象的な域を脱し、歴史科学としての存在を明らかにしたのである。

ひるがえてイギリス革命研究の現状はどうであらうか。本稿の対象とした政治過程分析の方法についての若干の考察は、研究史的背景と密接な連関をもつ。そしてそれは市民革命一般の政治過程分析を窮屈の狙ふると同時に、イギリス革命のもつ個性の認識に出発してゐる。その場合われわれ研究者にとって、この個性は一つの角度から姿を現わすであらう。あなわちひるがえりば、ふつまでもなく個々の市民革命との比較

の上にたつた個性であるが、他は研究史的制約によつて強調された個性である。市民革命に関する歴史的評価が近代市民社会そのものの成熟と密接な関連に立つものである以上、イギリス革命研究史の現状は革命の生んだイギリス近代社会の反映でもある。その意味でわれわれはイギリス近代社会、就中その確立期以後のブルジョアジーの歴史意識を問題にせねばならない。それこそが、新たな総合をめざすわれわれの前途に立ちあらがる伝統的な歴史観だからである。

### 註

- (1) 共和国おもだアロテクターポー政権下における地方名望家層の動向と役割のはじては、やしあたり cf. Hill; *The Century of Revolution*, pp. 134~9.
  - (2) 抽稿「イギリス革命における独裁機構」(岩間徹編『変革期の社会』所載)も若干触れてゐる。
  - (3) Zagorin; "Social Interpretation.....", pp. 376~7.
  - (4) Pearl, V.; London and the Outbreak of the Puritan Revolution, City Government and National Politics 1625~43, 1961.
  - (5) Gardiner, S. R.; *History of England from Accession of James I to the Outbreak of the Civil War, 1603~42*, 10 vols., 1883~4.
  - (6) Idem; *History of the Great Civil War, 1642~9*, 4 vols., 1886~91.
  - Idem; *History of the Commonwealth and Protectorate, 1649~60*, 3 vols., 1894~1901.
- (6) 未完成に終った Gardiner の叙述は、C. H. Firth の歴史的 (The Last Years of the Protectorate, 1656~8, 2 vols., 1909)、40のうちの後半が未完成である。G. Davies が完成せられた (The Restoration of Charles II, 1658~1660)のが、ついで一九五五年のルビドムのた事實を想起かくやうである。

- (7) Bernstein, E.; *Sozialismus und Demokratie in der grossen englischen Revolution*, 1908.  
Lenz, M.; *Demokratie und Diktatur in der englischen Revolution*, 1933.

- (8) 筆者のフランク革命研究史の理解は、以降のもののが大半。高橋等八郎『市民革命の構造』、柴田三千雄『フランク絶対王政論』、柴田三千雄「フランク革命論の再検証」(『歴史学研究』115号)。